

# 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年3月4日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

## 記

1. 公示件名：全世界（広域）2026－2029年度災害発生後の復興支援のための迅速な調査業務（スタンドバイ契約）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザルの提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書

業務名称：全世界（広域）2026－2029年度災害発生後の  
復興支援のための迅速な調査業務（スタンドバイ契約）  
調達管理番号：25a00791

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザルの提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者で行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年3月4日

独立行政法人国際協力機構  
国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界（広域）2026－2029年度災害発生後の復興支援のための迅速な調査業務（スタンドバイ契約）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年5月 ～ 2029年11月

※実際の業務は、災害発生に伴いJICAが調査実施を決定した際に、本業務契約（以下、「基本契約」）者に対して簡易プロポーザル作成依頼をJICAが発出し、提出される簡易プロポーザルにより選定された社が実施する。

※対象災害は2029年7月末（災害発生国）までに発生した災害とする。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前払・部分払について

支払は各発注時に確定し、その都度の精算を想定しますが、必要に応じ発注毎に前払・部分払を設定することが可能です。

## 2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部防災グループ防災第二チーム

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 3月 10日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年 3月 11日 12時まで
3	質問への回答	2026年 3月 16日まで
4	プロポーザル、別見積書等（該当する場合）の提出期限日	2026年 3月 23日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2026年 4月 1日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ） ※2023年7月公示から変更となりました。

## 3. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

### (2) 利益相反の排除

特にありません。

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表

者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

#### 5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/KXWSHFMGTk>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

#### 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

1) プロポーザル (別提案がある場合には、別見積書)

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。

- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。  
別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123\_〇〇株式会社\_別見積書」としてください。
- ③ 評価結果順位が第一位から第五位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別提案書（第3章2. 業務実施上の条件に示す想定を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

### (3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)  
(ただし、パスワードを除く)

### (4) 提出書類

- 1) プロポーザル
- 2) 別提案書（本企画競争説明書にて想定する規模を超える提案がある場合）

※本公示では業務従事者の評価を行わないため、CVの提出は不要です。

## 7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

### ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

### ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

### (1) 契約交渉順位の決定方法

評価結果（順位）に基づき契約交渉を行い、5社程度と基本契約を締結する予定です。

## 8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 調査の背景・経緯

#### 第1条 調査の目的と範囲

##### 1. 調査の目的

JICA は従来、事前防災投資による災害リスク削減に注力して防災分野の事業を展開している。本調査では、災害に対してより強い国・社会づくりを実現するために、被災国において、災害の発生メカニズム及び被害が生じた根本原因の把握並びに被災国政府との議論を行う。そして、被災国の政府及び他ドナーに「より良い復興（Build Back Better、以下「BBB」）」及び事前防災投資の概念を打ち込み、その概念に基づき、先方政府による実施につなげることを目的とする。

##### 2. 調査の範囲<sup>1</sup>

緊急援助が必要となるような大規模災害の発生後に、JICA からの発注に基づき下記に示す、災害状況等の調査を行い、結果の取りまとめを行う。簡易プロポーザル作成依頼を発出する際は、災害の種類や被害状況等に応じて、業務内容は具体化される。

###### (1) 災害発生メカニズム把握に必要な情報収集及び分析

###### ①災害発生メカニズム把握に必要な情報収集（ハザード）

災害発生メカニズム把握のために必要なハザード関連情報（雨量、河川水位・流量、氾濫地域、地震動・震度、震源・断層、津波高さ、高潮高さ、風速、火山噴火規模、降灰量・降灰範囲、土石流、土砂量等）を収集する。

###### ②被災状況調査

<sup>1</sup> 災害種（洪水災害、土砂災害、地震災害、海岸災害、火山災害）ごとに、どのような調査手法・方針に基づき第1条2.（1）（2）の調査を実施するのか、同調査を実施するための実施体制／要員をどのように確保するかについて、プロポーザルにて提案すること。具体的な従事者計画は求めないが、発注を可能にするチームや体制としてどういったリソースを持つか、またどのように発注時に確保するかを提示すること。

一般的な被災状況（死者数、被災者数、被災地域、影響人口、被災住宅件数、大規模民間施設等）についての情報収集を行う。今後の復興支援方針（以下（6））の検討に必要なインフラ（運輸交通、通信、上下水道、公共建物（官公庁、病院、学校、その他公的機関）及び防災施設（堤防、ダム等の施設）の被災状況を情報収集する。また、当該災害に係る被害額の概算を算出する。その際、過去の事前防災投資を通じて、災害被害を軽減した事例についても情報を収集する。

### ③災害発生メカニズムの分析

上記①及び②で得られた情報も踏まえ、災害発生メカニズムを分析する。

#### （2）既存計画・基準等の調査（防災計画、河川管理計画、耐震基準等）

被災国の被災状況の原因を把握するため、既存の防災計画、各災害種に応じた関連する法制度、基準、既存の事業計画と事業の実施状況についての情報収集を行い、課題や被害抑制に貢献した好事例等を抽出・整理する。

#### （3）BBB 及び事前防災投資の実現に向けての課題抽出・整理

上記の調査結果から考えられる、当該国の BBB 及び事前防災投資に向けての課題の抽出及び整理を行う。

#### （4）被災国政府の動き（復旧・復興計画、体制）の把握

被災国の被災後の体制（対策本部・委員会、事務局担当省庁、指揮命令系統、関係省庁の役割分担、学術団体との関係）、被災国政府が示す復旧・復興のコンセプト・ビジョン、計画等の情報を収集する。

#### （5）他ドナーの支援動向の把握及び他ドナーとの協調

世銀・ADB 等の国際開発金融機関、国連及び国際機関、二国間援助国・機関等の支援動向について情報収集する。災害後復興ニーズ評価調査（Post Disaster Needs Assessments、以下「PDNA」）が実施される場合は、PDNA へ参画する等、他ドナー・国際機関からの情報収集ならびに、他ドナー・国際機関への BBB 及び事前防災投資の打ち込み等を行う。

#### （6）復興支援方針の検討

上記調査結果を踏まえ、BBB 及び事前防災投資に資する復興支援方針を検討するために必要な情報収集を行う。その結果を基に、JICA による協力（技術協力、無償資金協力、有償資金協力等）の方針を検討する。

#### （7）復興に関する日本（日本国内及び過去の復興支援）の知見、BBB 及び事前防災投資の概念の共有

我が国や途上国における災害復興支援の過去の経験及び本調査結果について、被災国政府や研究機関、大学、NGO、他ドナー等へ、協議の機会の活用やセミナーの実施により、知見の共有を幅広く行う。

### 3. 対象分野

本調査実施決定後、JICA より発出する簡易プロポーザル作成依頼にて、以下の（1）から（5）の中から対象分野を指定する。

災害状況に応じ、複数分野を指定する可能性がある。

- （1）洪水災害調査業務
- （2）土砂災害調査業務
- （3）地震災害調査業務
- （4）海岸災害調査業務
- （5）火山災害調査業務

### 第2条 調査実施の留意事項

- BBB 実現のため単なる「復旧」に留まってはならない。これを前提に本業務を行う。災害からの教訓を活かし、被災地を含む国全体が、再び同等の災害により同じ被害を受けないよう、より災害に強い社会の構築を目指して、BBB の考え方を推進し、事前防災投資による災害リスク削減を見据えた復興支援方針を検討する<sup>2</sup>。
- 災害発生直後の混乱を踏まえた調査手法の推奨  
大規模災害発生後の現地は混乱していることも想定される。衛星画像等日本国内での準備を徹底して調査を行う。さらに安全管理には細心の注意を払い、現地滞在中は必要に応じて JICA 現地事務所からブリーフィングを受けるとともに、JICA と密に連絡を取れる体制を構築する。
- 他ドナーの取り組み及びリソースの活用  
他ドナーが実施する PDNA 等の経過・結果を有効に活用し、効率的に現地の被害状況の把握とニーズの検討を行う。
- 地域コミュニティ・社会包摂、ジェンダー等への配慮  
各国の状況に応じ、要配慮事項を JICA に確認した上で調査を実施する。

### 第3条 調査の内容

業務の実施方法は以下を基本とする。なお、災害の状況により、各業務の実施方法、調査形態が変更になる場合がある。

---

<sup>2</sup>災害発生直後、どのような調査手法・方針のもと調査を行い（何を調査し、どのような結果を想定するのか）BBBを実現するのか、その基本的な考え方・BBBへのアプローチ方法をプロポーザルにて提案すること。

## 1. 事前業務<sup>3</sup>

- (1) JICAのグローバルアジェンダやそれに関連する資料を理解する。また、過去の災害発生後の事例についても把握し、本業務での対応方針をまとめる。
- (2) 既存情報、インターネット情報、独自のネットワーク、JICAが行う各種会議（JICA現地事務所、被災国政府、有識者）を通じて、被災国の防災及び災害関連情報の収集や、被災状況確認にあたっての留意事項を確認し、整理する。
- (3) 調査スケジュール案を作成し、調査内容を取りまとめる。その上で、調査業務計画及び調査対処方針（案）を作成し JICA が開催する対処方針会議へ参加する。

## 2. 現地業務

- (1) JICA 現地事務所及び必要に応じて大使館と十分協議した上で、被災国政府や被災地域の自治体や公的機関、民間機関から、被災状況、被災国政府や自治体、公的機関、他ドナー等の動き、その他関連情報（組織・法制度・既存計画等を含む）及び復興支援方針等の情報収集を行う。
- (2) 被災地域を訪問し、災害メカニズム分析のための情報収集や被災状況や復興にあたっての課題等の確認を行う。
- (3) 被災状況の把握及び関係者への共有のため、位置情報（GPS 情報）付き写真を撮影して JICA に迅速に提出する。提出された写真は、センチネルアジア等のネットワークを介して、第三者に共有し被災状況の分析促進を図ることを想定している。
- (4) PDNA 等の機会を活用し、他ドナー・国際機関等に対して BBB 及び事前防災投資の打ち込み等を行う。
- (5) JICA 本部とのオンライン会議を行い、調査状況の報告と、その後の調査方針・内容の確認を行う。
- (6) JICA と十分協議の上、JICA による復興支援方針（技術協力、無償資金協力、有償資金協力等）を検討する。JICA からの指示があった際には、被災国政府、JICA 現地事務所、大使館とも協議する。

現地調査結果について、JICA 現地事務所、大使館、必要に応じて被災国政府等に報告する。

## 3. 整理業務

- (1) 帰国報告会に参加し、調査結果についての報告を行う。
- (2) 調査結果を調査報告書として取りまとめる。

---

<sup>3</sup> 現地派遣前に国内において、衛星画像や地理空間情報等を用いて、効率的に被災及び災害状況を把握・分析する手法を提案すること。

#### 第4条 報告書等

JICAが簡易プロポーザル作成依頼書を発出する際に成果品（報告書）名及び提出期限は示される。目安としては以下の通り。

	成果品名	提出形態	言語
1	調査業務計画	電子ファイル	和文
2	現地調査結果報告書（案）	電子ファイル	和文
3	現地調査結果報告書	電子ファイル	和文

#### 第5条 業務発注方法

##### 1. 発注の流れ

大規模災害発生後、本調査の必要性が生じた際、本基本契約を締結した社から1社を以下の方法により選定し、発注交渉を経て「別紙：発注書」に基づき発注する。JICAから派遣開始予定日、予定派遣期間、必要専門分野、業務内容の概要を、基本契約を締結した全社に提示する。対応可能な社は、人員体制、業務実施方針・留意事項、当該地域で有するネットワークについて簡易プロポーザルを依頼日から起算して2－3営業日を目途（簡易プロポーザル作成依頼書で指定する日まで）に提出する。提出されたプロポーザルは、（2）簡易プロポーザル評価基準に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行う。簡易プロポーザルの評価の結果、評価が高い社から契約交渉を行い、業務を発注する。JICAからの発注書受領後、受注者は発注請書を返送する。

簡易プロポーザルの評価の結果、すべての社が不合格となった場合は、簡易プロポーザルの提出を再度依頼する場合がある。

##### 2. 簡易プロポーザル評価基準

簡易プロポーザルについては、以下の基準、配点に基づき評価する予定。災害の状況や業務内容に応じて変更になる可能性がある。詳細は簡易プロポーザル作成依頼書に示すこととする。

評 価 項 目	配点
1. 業務実施方針、留意事項	40
2. 業務実施体制（国内バックアップ体制含む）、業務従事予定者、要員計画	50
3. 当該国・周辺国に有するネットワーク体制	10

### 3. 発注毎の実績評価の実施

- 当該調査では、発注業務毎にコンサルタント等契約に準じた形式で、受注者の実績評価を行う。

### 4. 発注毎の実績評価の実施

- 当該調査を実施した受注者とは、緊急性が認められ、かつ情報収集調査の成果品合格及び案件採択を条件にその後に実施される技術協力事業（技術協力プロジェクト、開発計画型技術協力、技術協力個別案件（専門家）等）において、随意契約を締結する可能性がある。ただし、共同企業体代表企業の交代、構成員の追加・削除や新たな共同企業体の結成等、基本契約締結時の企業構成を変更することは認めない。また、技術協力事業を随意契約で受注する場合は、業務主任者を、当該調査の総括が担うことを原則とする。一方で、団員についての制限はなく、補強の追加ならびに補強団員の割合にも制限はない。なお、随意契約を行わない場合においては、当該調査を実施した受注者が、後の技術協力事業または資金協力事業の公示・公告に参加することは、利益相反に該当する可能性がある。利益相反が認められる場合においては、当該調査を実施した受注者の公示・公告への参加を制限する場合がある。具体的には以下のような事例が利益相反に該当すると想定しており、これらの状況においては競争への参加を認めない。

(例) 当該調査後に JICA が基本計画策定調査または詳細計画策定調査を実施しないまま、技術協力事業の本体実施に関する公示・公告を行う場合。

(例) 当該調査内で、次期資金協力事業（プロジェクト型）で整備する施設・機材の内訳・仕様を特定している場合。

### 5. 補強について

調査実施時に構成員の他社からの補強を認めます。補強を行う場合は、簡易プロポーザル提出時に以下の書類を添付してください。

- 業務従事者の所属先からの同意書（様式任意）
- 所属先のない個人の場合には個人の同意書（様式任意）

### 6. 簡易プロポーザル提出に伴う見積書作成時の留意事項

簡易プロポーザル作成依頼では、JICAより報酬と旅費（航空賃、日当・宿泊費）を上限額、これらを除く経費を定額計上として提示する。上限額・定額計上を超える提案を行う場合には、別提案・別見積もりを提出することが可能である。

報酬単価は簡易プロポーザル作成依頼発出日時点での最新の報酬単価を適用する。

## 第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙1：プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項  
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	災害種ごとの調査方針・手法・実施体制（要員計画）	第1条2. 調査の範囲
2	国内での作業方針	第3条1. 現地派遣前
3	本調査の基本的な考え方（BBB 及び事前防災投資に向けたアプローチ方法）	第3条1、2. 現地派遣前、現地調査中

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：①災害状況調査を含むより良い復興 (Build Back Better) 及び②災害対策計画に係る各種業務 (①の実績を優先的に評価します)

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1) 及び2) を併せた記載分量は、10 ページ以下として下さい。

##### 3) 現地業務に必要な資機材

##### 4) その他

### 2. 業務実施上の条件

#### (1) 業務工程

1調査における全体期間は以下を想定。

(現地調査期間30日程度、準備・整理期間計13日程度)

#### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

##### 1) 業務量の目途

約 7.00 人月

※1 調査あたりの想定。災害状況、業務内容に応じて増減する。

※現地業務を除く国内バックアップを含む人月。

2) 渡航回数の目途 延べ4～6回程度 (1 調査あたり現地業務1～2回) を想定

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

#### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人 (ローカルコンサルタント等) への再委託を認めます。

➤ 現地再委託の可否は業務内容に応じます。

#### (4) 配付資料／公開資料等

##### 1) 配付資料

▶ 特になし。

##### 2) 公開資料

▶ JICA 報告書「災害発生後の復興支援のための迅速な調査業務（スタンバイ契約）2024 年 12 月バヌアツ地震」

(<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000054130.pdf>)

#### (5) 対象国の便宜供与

便宜供与については、簡易プロポーザル作成依頼発出時にご案内いたします。

#### (6) 安全管理

1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 現地事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本公示では見積書の提出を求めません、別見積りを作成される場合に以下をご参照ください。

別見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

#### (1) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算

か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するの  
かの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に  
関する経費

(2) 別見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(3) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参  
加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

別紙1：プロポーザル評価配点表

別紙2：簡易プロポーザル作成依頼書

別紙3：発注書

別紙4：発注請書

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(40)</b>
(1) 類似業務の経験	20
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(20)
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	19
イ) ワークライフバランス認定	1
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(60)</b>
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法、実施体制 (要員計画)	60

20●●年●月●●日

## 簡易プロポーザル作成依頼書

### 1. 調査内容

- (1) 災害発生国・地域：○○国○○地域
- (2) 災害種：(例) 洪水災害
- (3) 想定される対象業務：  
(例) 洪水災害調査業務、土砂災害調査業務
- (4) 派遣時期・期間・想定業務人月・渡航回数：  
(例) 現地業務：20○○年○月○日～20○○年○月○日(予定)  
準備・整理業務：20○○年○月○日～20○○年○月○日(予定)  
想定業務人月：○○人月  
渡航回数の目途：延べ●●回想定  
業務主任者の格付：○号

※なお、上記回数は目途であり、回数・人月を超える提案を妨げるものではありません。

- (5) 成果品提出期日：  
(例) 現地調査結果報告書(和文：電子ファイル)：20○○年○月○日

### 2. 簡易プロポーザルの作成依頼

3. に記載した委託業務の内容をもとに、以下の項目を含む簡易プロポーザルを作成して提出ください。

なお、簡易プロポーザルは、A4サイズ5ページ以内(CVを除く)に収めてください。

- (1) 業務実施方針、留意事項
- (2) 業務実施体制(国内バックアップ体制含む)、業務従事予定者、要員計画
- (3) 当該国・周辺国に有するネットワーク体制

簡易プロポーザル提出期限：20○○年○月○日 ○○:○○

### 3. 委託業務の内容

契約書附属書 I 業務仕様書を参照してください。本調査では、JICA および JICA が派遣する他の業務従事者と協力して以下の災害状況等の調査を行い、結果の取りまとめ業務を想定していますが、最終的な業務内容は、契約交渉権者からの提案書及び契約交渉に基づき最終確定します。

なお、(7)に関しては、現時点では具体化が困難なため、情報収集の対象が確定し、追加作業、人月等が必要と考えられる場合は、JICA と協議の上取り扱います。

緊急援助が必要となるような大規模災害の発生後に、JICA からの発注に基づき下記に示す、災害状況等の調査を行い、結果の取りまとめを行う。簡易プロポーザル作成依頼を発出する際は、災害の種類や被害状況等に応じて、業務内容は具体化される。

- (1) 災害発生メカニズム把握に必要な情報収集及び分析

①災害発生メカニズム把握に必要な情報収集（ハザード）

災害発生メカニズム把握のために必要なハザード関連情報（雨量、河川水位・流量、氾濫地域、地震動・震度、震源・断層、津波高さ、高潮高さ、風速、火山噴火規模、降灰量・降灰範囲、土石流、土砂量等）を収集する。

②被災状況調査

一般的な被災状況（死者数、被災者数、被災地域、影響人口、被災住宅件数、大規模民間施設等）についての情報収集を行う。今後の復興支援方針（以下（6））の検討に必要なインフラ（運輸交通、通信、上下水道、公共建物（官公庁、病院、学校、その他公的機関）及び防災施設（堤防、ダム等の施設）の被災状況を情報収集する。また、当該災害に係る被害額の概算を算出する。その際、過去の事前防災投資を通じて、災害被害を軽減した事例についても情報を収集する。

③災害発生メカニズムの分析

上記①及び②で得られた情報も踏まえ、災害発生メカニズムを分析する。

（2）既存計画・基準等の調査（防災計画、河川管理計画、耐震基準等）

被災国の被災状況の原因を把握するため、既存の防災計画、各災害種に応じた関連する法制度、基準、既存の事業計画と事業の実施状況についての情報収集を行い、課題や被害抑制に貢献した好事例等を抽出・整理する。

（3）BBB 及び事前防災投資の実現に向けての課題抽出・整理

上記の調査結果から考えられる、当該国の BBB 及び事前防災投資に向けての課題の抽出及び整理を行う。

（4）被災国政府の動き（復旧・復興計画、体制）の把握

被災国の被災後の体制（対策本部・委員会、事務局担当省庁、指揮命令系統、関係省庁の役割分担、学術団体との関係）、被災国政府が示す復旧・復興のコンセプト・ビジョン、計画等の情報を収集する。

（5）他ドナーの支援動向の把握及び他ドナーとの協調

世銀・ADB 等の国際開発金融機関、国連及び国際機関、二国間援助国・機関等の支援動向について情報収集する。災害後復興ニーズ評価調査（Post Disaster Needs Assessments、以下「PDNA」）が実施される場合は、PDNA へ参画する等、他ドナー・国際機関からの情報収集ならびに、他ドナー・国際機関への BBB 及び事前防災投資の打ち込み等を行う。

（6）復興支援方針の検討

上記調査結果を踏まえ、BBB 及び事前防災投資に資する復興支援方針を検討するために必要な情報収集を行う。その結果を基に、JICA による協力（技術協力、無償資金協力、有償資金協力等）の方針を検討する。

- (7) 復興に関する日本（日本国内及び過去の復興支援）の知見、BBB 及び事前防災投資の概念の共有

我が国や途上国における災害復興支援の過去の経験及び本調査結果について、被災国政府や研究機関、大学、NGO、他ドナー等へ、協議の機会の活用やセミナーの実施により、知見の共有を幅広く行う。

#### 4. 簡易プロポーザル提出要件

提出においては、以下要件を満たすことを条件とする。

- (1) 基本契約を締結した企業単独または共同企業体による提案とする。
- (2) 基本契約を締結した共同企業体対象について、共同企業体代表企業の変更、構成員の追加・削減は認めない。ただし、共同企業体構成員が調査人員を出さないことは認める。その場合、共同企業体構成員が調査に参加しなくても委託業務が支障なく実施できることを説明すること。
- (3) 総括（業務主任）は基本契約締結先企業（共同企業体の場合は、共同企業体代表企業）から出すこととし、補強人員の割合に制限はない。
- (4) 直接経費として、〇〇円を定額計上する。

なお、内訳は以下を想定する。発注交渉の際には、定額計上の内訳を提示して協議する。

No.	対象とする経費	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	XXXXX			
2	XXXXX			
3	XXXXX			

- (5) 見積書作成時の留意事項

【本公示では省略しますが、基本的に通常公示時の留意事項に準じ記載予定です。】

#### 5. 簡易プロポーザルの評価方法

提案された実施方針、実施体制を踏まえ、総合的に評価する。なお、評価項目については以下の配点とする。

評価項目	配点
1. 業務実施方針、留意事項	40
2. 業務実施体制（国内バックアップ体制含む）、業務従事予定者、要員計画	50
3. 当該国・周辺国に有するネットワーク体制	10

以上

20●●年●月●●日

## 発 注 書

〇〇社  
〇〇 殿

独立行政法人国際協力機構  
国際協力調達部  
部長 〇〇  
(公印省略)

下記のとおり発注します。

### 記

1. 件 名 : 災害発生後の復興支援のための迅速な調査業務
2. 災害発生国 : 〇〇国
3. 災害内容 : 〇〇
4. 想定される調査内容 :
5. 想定される派遣人員体制 :
6. 想定される派遣時期、業務人月 : ●人月
7. 経費について :
  - (1) 発注金額 :  
内訳 : 別紙のとおり
8. 成果品の提出期日 :
9. その他の条件 :
  - (1) 2026年●月●日付 をもって締結した業務委託契約書「災害発生後の復興支援のための迅速な調査業務」の第1条～第35条の条項に準ずる。
  - (2) 本発注書による内容の変更が生じたときは、相互に協議のうえ、内容を変更することができる。
  - (3) 貴社及びその従業員は、本契約履行の過程で知り得た秘密及び個人情報を機構の承認を得ることなく、これを第三者に漏らしてはならない。

20●●年●●月●●日

## 発注請書

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 ○○ ○○ 殿

(住所)  
株式会社 ○○○○  
代表取締役 ○○○○○○

●年●月●日付け発注書に関し、下記のとおり注文をお願いします。

### 記

1. 件 名 : 「災害発生後の復興支援のための迅速な調査業務」
2. 業務内容 : ○○○
3. 金 額 : 金0, 000, 000円 (うち消費税額等00, 000円)
4. 受け渡し場所 : 独立行政法人国際協力機構指定場所
5. 履行期限 : ○○○○年○月○日
6. 支払条件 : 納入完了後、独立行政法人国際協力機構は適法な請求書を受理した日より30日以内に国内指定銀行口座に振り込む。
7. その他の条件 : 独立行政法人国際協力機構の指示通り。

以 上